

年金だより

市民課国民年金係 ☎973-5498

国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、納付した全額が所得税及び住民税の社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間（1月1日から12月31日まで）に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

毎年11月初旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（ハガキ）」が日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容は、今年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れがある場合も、年内に納付す

れば、今年分の控除として申告することができます。

2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月初旬に同様の証明書が送付されます。結果として、平成25年中に国民年金保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

ご家族の保険料を納付した場合

ご家族の国民年金を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。ご自身の社会保険料の額と合算することができますので、ご家族分の控除証明書も申告する方の申告書に添付して申告してください。

控除証明書をなくされた場合

基礎年金番号（必ず必要です）を準備のうえ、「ザ年金事務所へお問い合わせください。」

☎03-3333-3437・9333-3438

年金受給者の皆さまへ

『扶養親族等申告書』は

期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されていません）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構等から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし、提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額

が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成26年分「扶養親族等申告書」が送付される方

年 齢	年金額
65歳未満	108万以上
65歳以上	158万以上



付加保険料を納めて

年金額を増やそう！

毎月の国民年金保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せして受け取ることができます。

【対 象】

- ①国民年金第1号被保険者の方
- ②60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方

※保険料を免除されている方や国民年金基金に加入中は付加保険料を納めることはできません。

詳細は市民課国民年金係までお問い合わせください。 ☎973-5498